

令和7年9月市議会定例会議

経 済 民 生 常 任 委 員 会 資 料

- 1 議案 第78号 令和7年度福島市一般会計補正予算（所管分）・・・・・・・・・・ P 2

農政部・農業委員会

6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費

(単位 千円)

細目	細々目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
地域農政対策費	ツキノワグマ被害等特別対策事業費	984	6,000	6,984	4,500	-	-	1,500	

◇ ツキノワグマ被害等特別対策事業費 6,000

補正予算説明書
歳入 P. 6
歳出 P. 7

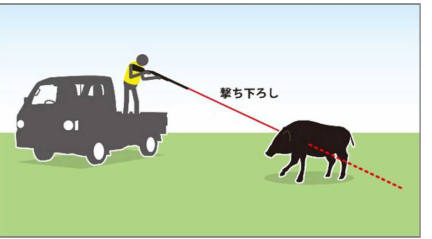
【概要】

近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマ、イノシシによる人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多く発生している。こうした状況を受け、改正鳥獣保護管理法の9月1日施行に伴い、人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする「緊急銃猟制度」が創設された。緊急銃猟制度の安全な運用体制を整備するため、必要経費を補正するもの。

- 緊急銃猟に必要な物品購入等 5,900
- 緊急銃猟時補償費用保険 100

(財源) 環境省 指定管理鳥獣対策事業交付金(クマ類総合対策事業) (県から市へ間接交付)
・補助率 県：3/4 (うち 国：1/2)

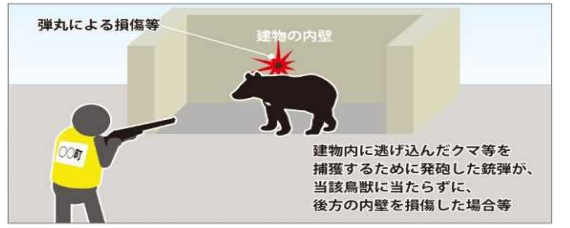
緊急銃猟イメージ



緊急銃猟条件

- 一定の条件(4つの条件全てを満たした場合に限る)
- ・危険鳥獣(クマ、イノシシ)が人の日常生活圏に侵入
 - ・人命または身体への危害防止の緊急対応が必要
 - ・銃猟以外での方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難
 - ・住民や第三者に銃猟による危害をおそれがないこと

損失補償イメージ



主な物品等

ヘルメット



軽トラック



クマスプレー



盾



プロテクター



(農業企画課)

緊急銃猟実施マニュアル

福島市農政部農業企画課

1. はじめに
鳥獣保護管理法改正に伴う緊急銃猟の実施に関する前文及び関連する法令等

2. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備
(1) 対応体制の確保
(2) 対応体制の補完
(3) 訓練の実施 机上及び実地訓練の適宜実施
(4) 備品の確保
(5) 保険の加入 対物・対人関係

3. 危険鳥獣出没時の対応

- (1) 通報時の対応
 - ・速やかな現場確認・情報収集
- (2) 緊急銃猟に関する実行計画の調整
 - ・緊急銃猟の実施判断
 - ・対応者の役割規定
- (3) 関係機関に対する応援の要請
 - ・必要に応じた福島県への応援要請
 - ・警察署への連携要請
 - ・必要に応じた福島市消防本部への応援要請
- (4) 安全確保措置の実施
 - ・通行制限範囲の設定
 - ・住民の避難

3. 危険鳥獣出没時の対応

- (5) 緊急銃猟に係る条件の確認
 - ・緊急銃猟が可能な状況をすべて満たしているかの確認
- (6) 捕獲班への指示
 - ・緊急銃猟の準備確認
- (7) 緊急銃猟のための土地の立入等
 - ・緊急銃猟に伴う、私有地等への立入手法
- (8) 緊急銃猟の実施（対応者の役割規定）
 - ・捕獲班、現場指揮者、現場調整連絡者、記録班、搜索班、サポート班、現場広報班、交通班、避難誘導班、調整・復旧班 の役割
- (9) 原状回復及び安全確保措置の解除
 - ・緊急銃猟後の安全確認
 - ・安全確保措置の解除
 - ・他損害有無の確認
- (10) 損失補償手続
 - ・対人・対物関係の手続き
 - ・管理者への報告
- (11) 捕獲後の実績の記録
 - ・緊急銃猟の報告作成
 - ・個体侵入ルート等の調査等による再発防止



緊急銃猟対応体制

